

令和6年第2回度愛媛県人権施策推進協議会 議事録

- 1 会議の名称 愛媛県人権施策推進協議会
- 2 開催日時 令和6年11月26日（火曜日）13時30分から15時00分まで
- 3 開催場所 愛媛県議会議事堂 4階 農林水産・建設委員会室
- 4 出席者 委員9名、事務局36名
- 5 協議事項
 - (1) 愛媛県人権施策推進基本方針の見直しについて
 - (2) その他意見交換
- 6 協議の内容（全部公開）
別紙のとおり

（別紙）

【開会】

○県民環境部長 開会挨拶

【議題説明】

愛媛県人権施策推進基本方針の見直しについて

○事務局 資料内容の説明

【議題に係る質疑応答】

○山先委員

資料2の34ページについて、インターネット上での差別事象については、「関係機関の動向を踏まえながら、必要に応じて連携・協力して、削除に向けた対応を行う」と書かれているが、「必要に応じて」というのは消極的であるので、「速やかに」となれば非常にありがたい。

○人権対策課

委員のご指摘のとおり修正したい。

○大岩委員

資料2の26ページのところで児童相談所の機能強化というのは良いことであると思っているが、前回のこの委員会で、児童相談所に、弁護士を常勤で雇っては、と提案ができたことでもあるのでお聞きする。「実質的に弁護士を配置するのと同様に司法手続きの助言等を随時受けられる体制を整備する」となっている。兵庫県の明石市は、弁護士を5年契約で市の職員として雇っている例もある。愛媛県では「弁護士が常駐と同等」というのは、どのような方法をとっているのか。

○子育て支援課

委員がおっしゃった通り明石市をはじめ、いくつかの自治体で常勤弁護士を、自治体の職員として雇用し、児童相談所に配置しているという事例がある。なかなかハードルが高い点もあり、国のガイドラインでは児童相談所への弁護士配置が難しい場合は、「実質的に弁護士を配置すると同等に」対応することとなっており、愛媛県では、愛媛弁護士会と契約を締結し、定期的、もしくは随時に法的対応が必要な事例に助言をいただける体制を構築している。

今後、更に法的な対応が必要な事例が増えるという状況も予測しているため、随時相談の回数を増やしたり、定期的な訪問相談の回数を増やしたりするなど、当面はこの契約の中で対応いたしたいと考えている。常勤弁護士の配置に関しては、引き続き、弁護士会等と調整を図りながら検討を進めて参りたい。

○大岩委員

資料2の37ページ、外国人の人権について、ルース委員から、外国人も安心して暮らせる社会の実現をお願いしますといつもお話をいただく。今、日本には340万人ほど外国人がいますとされ、この外国人なしに日本の社会は成り立たないと思っているが、そのことともに、父方母方どちらかが、外国にルーツを持っている人は日本に84万人といっていると聞いている。そういう方々に対し、悪意なき差別、マイクログレッションというものがあると言われている。例えば電車やバスで隣に座るのを嫌がられるとか、食堂へ入ったら横柄な態度をとられる、家を借りる際は名前だけで判断されて、外国人は入れませんと言われる。就職で面接に行ったら、うちは外国人を雇わないなどと差別が蔓延していると言われている。こういう新しい差別が

生まれているということについて項目を加えてはどうか。

○観光国際課

委員の御指摘は重要なことと認識している。関係課と検討したい。

○大岩委員

資料2の49ページのプライバシーの問題について、先日、県及び委託業者の連名で、県税に関する個人情報漏えいしたとの通知文書があったが、県が委託した業者から漏れたということで、漏えいの状況報告と迷惑をかけたことについての内容であった。県が委託している先で情報が漏えいするのは大変なことだと思う。個人情報漏えいするというのは、県民に不安を与えるので。私の場合は、実害はなかったかもしれないが、今後もお一層、大変難しいことだと思うが、プライバシーの保護には、一層気をつけていただきたい。

○人権対策課

委員のおっしゃっていること重要なことと認識しており、この件については、担当課に確認したい。

○岡田委員

資料2の49ページのところ、プロバイダ制限責任法というのはプロバイダ責任制限法ではないか。

○人権対策課

該当箇所を確認し修正したい。

○岡田委員

児童相談所に実質的に弁護士を配置するということの関連で、弁護士会の対応できない空白の時間に、いろいろな相談とか強い要望がある場合、いわゆる非弁行為に該当するようなことにならないような線引きはどうしているか。

○子育て支援課

児童相談所の職員が、相談援助活動の中で、非弁行為、いわゆる弁護士業務に該当するような行為をすることはないと認識しているが、そのような対応が必要になった時は、その場で判断せずに所内での総合的に判断し、非弁行為とならないように対応している。

○秋月委員

私の職場に、ちょうど2ヶ月ぐらいミャンマーから3名の方が来られた。特に働く上で、彼らに気をつけているということは、自国を離れてわざわざ日本に仕事に来ておられるので、いかに働きやすく生活しやすくサポートできるかというのを、常日頃気にかけているが、そこまで考え切れない日本人も多くいるので、理解してもらうためにどうやって働きかけていけばいいのだろうかと思っている。もう20年、30年ぐらい前に、日本に中国の方がたくさんおられて、西条市、新居浜市など今でも多くの方がおられるが、その時に私自身、偏見を持っていたが、様々な経験を通して学ぶことが多くあり、偏見を持つてはいけないということ、今の子供たちにも語りかけていくことができるし、職場の同僚にも、姿勢を伝えていくというのを、続けていくことが一番大事だが、学ぶ機会が多くない、学べる機会がないという大人が多くいる。その人たちにどういうふうに投げかけていくか。いろんな機会があれば良いと思う。中小企業、小さな個人の職場でも生かしていけるような施策があればと思っている。

○人権対策課

資料2の39ページにおいて、外国人労働者を雇用する事業主に対しては、国が

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めており、周知を図ることとしている。愛媛県にも外国人の方が多く居住しており、人権対策課では、差別をなくす県民のつどいやふれあいフェスティバルなどを通じて、外国人の人権問題に理解を促す啓発を行っており、これからもこれらの施策を推進して参りたいと考えている。

○ルース委員

マイクロアグレッションについて、私はアメリカ人で白人女性、それから大学関係者であるということで、だいたい親切に丁寧に対応してくれるが、そうじゃない人たちは丁寧に接してもらえない場合もあると聞いたことがある。そんなに大きく差別しているような目立っているようなことはないけれど、差別があるということ、日本人に伝えていく、それを学校の教育に入れていただきたい。差別してないよと無自覚な日本人が多いと思うが、それを認識してもらうことがまず必要。

それと技能実習生について、私は非常に心配している。介護などの仕事している人は大体、すごく丁寧に気持ちよく迎えてもらっているが、例えば鬼北町に100人規模の従業員の会社に、技能実習生が何人か働きに行っている場合、宇和島にも行く方法がなく、車もなく、ずっとその地域内にいて他の地域と交流が持てていない。だからそういうのがもう少し何ができるか、企業が最初に行うオリエンテーションの内容の確認が必要だと思っている。企業によってはオリエンテーションに、何を入れればいいのか分かっていないところもあり、また、説明する必要がないと思っている企業もあるので、例えば行政で、県に統一したオリエンテーション資料を作り、日本の職場で働く場合の安全衛生も入れて作っていただきたい。

他には、外国人同士での交流の場があると良いと思う。介護の仕事などは交流が結構あるようだが、鬼北町のような規模のところは、そこだけのコミュニティになってしまうので、学校等の関係、防災活動とか、もう少し積極的に地域に参加できるようなものがあって欲しい。

○山本会長

ルース委員さんからの問題提起について、他の地域と交流というと、例えば松山市との連携とか、外国人の共生社会の実現のために、愛媛県の働きかけはどうか。

○観光国際課

県では日本語に不慣れな外国人の方が、地域に溶け込んでいけるよう地域日本語教育体制を進めている。地域日本語教室の立ち上げを進めていく中、授業に参加する外国人同士でコミュニティの形成に繋がるような施策を実施しており、引き続き取り組んで参りたい。

○ルース委員

私もその施策についてありがたいと思っている。その他というと、さっき言ったような、ある程度統一した内容のオリエンテーションを作っていただきたいというところ。

○大岩委員

ルース委員もおっしゃるように、マイクロアグレッションというのがある。それから秋月委員もおっしゃったように、これをどのようにして直していくかという、広く県民に啓蒙、啓発をする必要があると思っている。差別に気づいた人が見て見ぬふりをせず、その時に注意をすることが大事だと思う。広く県民に周知をするということが一番大事だと思う。

○山本会長

そのほか、委員の方から幅広いご意見を頂戴したいので、自由なご発言をお願いします。

○戒田委員

資料3の、3つのキーワードというのは、とても大事だと思うが、この3つのキーワードが守られれば、人権も守られていくと思う。今お話のあった悪意なき差別だとか、無関心の差別というのがやはり多い。なので、この共生社会を目指すというところで、我が事として考えるという言葉を入れていただけるとよいと思う。

○人権対策課

「我が事として考える」という言葉を入れられないかのご意見について、基本計画は、60ページに渡る文章となっており、この対応箇所は、資料2の8ページを要約したのものであるため、言葉を足すとすればこの8ページのところで、この部分の「共生社会を目指す」の記述に戒田委員のご意見を踏まえさせていただきたい。

○川上委員

高校、大学にデートDV防止の出前講座を行っている。今年度も高校から依頼があるが、講座後に生徒さんが書いた感想によると、DV被害にあったことがあるという方も少なからずおり、高校生では遅いのかと、高校に行かない人たちも随分増えているので、中学校の段階で、指導をして知ってもらう機会があるとよい。ただ中学校はなかなか時間がないということもあり、また、中学生にはまだ早いんじゃないかと考えられる先生もたくさんいるので中学校の教育は、今、どの程度実施されているか伺いたい。

○義務教育課

普段から、自分が被害に遭わない、加害者にもならないという教育は行っている。デートDVなどについては、学校ごと、実情に合わせてやっているという状況であり、そういった事案が発生したときには、早めに相談して、適切に対応できるように努めているところ。

○岡田委員

資料2の55ページのハラスメントに関連して、令和2年だったか確か、公益通報者保護法の改正が行われ、内閣府から指針が発出され、消費者庁から指針の解説が出ている。最近もニュース等でも話題になっており、ハラスメントに関連して、最近、法律が改正されたので追加してはどうか。

○人権対策課

担当課と協議し修正対応したい。

○山本会長

資料3の3つのキーワード、その1つ、「自己実現を尊重する」この表現、これ他県でもよく使われている表現であるか。例えば、「自己決定を尊重する」とするか「自己実現を尊重する」とするか、どちらの方がいいのかと思ったが、この文脈からすれば「自己決定」の方が良いのではと。ただ全国で統一的に「自己実現」が使われているんだしたら、どうだろうか。

○人権対策課

「自己実現を尊重する」について、他県の基本方針と比べどう対比しているかというのは改めて確認したい。

○山本会長

よく福祉の分野では、例えば、高齢者の人権を尊重する、或いは、介護保険の制

度などでは、自己決定の尊重という言葉が使われているため、そういう観点から確認いただきたい。

○人権対策課

この部分については、平成16年に作られたままの表現を使っているのですが、変える必要性が出ているのかもしれないが、今回2回目の会議のため、それを今から反映するのはなかなか難しいかと考えているところ。

○川上委員

資料2の44ページ、犯罪等の被害に遭われた方の「等」には何を含むのか。

○県民生活課

犯罪に準じた行為というものもあるため、刑罰を科せられる行為ではないが、犯罪に類似する行為に遭われた方ということで、法律、条例に基づいて「犯罪等」としている。

○田中委員

先ほど「自己実現」について、言葉のニュアンスなので、いろんな言い方はあるかと思うが、確かに「実現」というと達成が前提となっているような受けとめ方をされることもあるのでこのあたり、他県どうなっているのか確認してほしい。

○岡田委員

自己実現という言葉、法律の中では、どうしても表現の自由が関係してくるが、他の業界などで専門用語としてこういう使われ方があるかもしれないということ、法律分野を研究している側から言うと、ちょっと違和感があるかというのは山本会長と同じような意見を持っている。

○山本会長

今回の改訂時に「自己実現」の表現を変更する必要はないが、我々の仕事からするとそういうのが気になるので、他県の状況を確認していただきたいと思う。

○大岩委員

「自己実現を尊重する」について、これだけ世の中、価値観が多様化すると、やはりそれは尊重していかなければならないかと思う。しかしその上に、自己責任ということが強調され過ぎると、強い責任感でもって、他人に頼らず生きなければならないと思ってしまって、他人に頼ることをしなくなるんじゃないかとも思うことがある。人間は弱いものであるから、他人を頼りにしてもいいんだという世の中になって欲しいと思って。自己実現を尊重するというのは、云わば、我儘が通ってしまうのかと。その点に引っかかりがあるのかもしれないと感じている。

○山先委員

資料2の34ページの同和問題について、土地差別という文言を入れていただいて非常にありがたいと思うが、私は被差別地区に住んでいる。私たちの住んでいる地区は、昔30年ぐらい前に台風で堤防が壊れ、海水が入り込んで大変な被害だった。それで県が海岸を作り堤防も新しくなった。立派な海岸になり、皆喜んでみんな海水浴もできるようになったが、いつのまにか建設残土の置き場になってしまっている。もう5年間ぐらいこの状態が続いており、車と大型のダンプがどんどん入ってきて海水浴などできず、埃や石が舞っている状態。それは県の担当の方は1回も見に来られないのか、こういうやはり土地差別じゃないのかと。

それともう1つ新たな就職差別、裏アカウントによる差別が起こっている。16,500円ほど業者に出したら、全部調べてくれるらしいと聞いている。全国で240社ぐらいがやっているわけだが、県内の業者に対しても、企業に対しても、県から

やめるように指導や文書などを出す予定はあるか。

○人権対策課

1つ目の同和地区の堤防、海岸線が建設残土の置き場になってしまったことについて、土木管理課に本日、その関係資料をいただいたということで、また土木部から直接回答とさせていただきたい。

もう1点、裏アカウントについては、関係各所から最近、そういった事象があるらしいと情報が入ってきたところで、どういう状況になっているのか確認して、今後の対策について検討を進めたい。どういう対策をしていくのかというところを、労働関係機関等とも協議しつつ進めていこうと考えている。

○山本会長

今回の愛媛県人権施策推進基本方針第四次改定について、いろいろとご意見をいただいたが、大筋では、この案で改定するというので、皆様のご了承いただけるか。今日いただいた貴重なご意見等について、修正等は事務局と私に一任していただければ。

○委員了承

○山本会長

せっかくの機会であるので、今回の議事以外でご意見、ご要望あれば、積極的にこのような貴重な場であるのでご発言していただきたいと思う。

○戒田委員

先ほどの差別と感じていないまま、差別をしている人に対して、どういうふうに働きかけていったらいいのかというのは、日々考えている。完全にそれが悪いことならば、それなりに相手を傷つけないような言い方で注意もできるが、その人の生き方などから、自分の発言が差別かもしれないというようなことは頭がない場合がある。そういう人への働きかけというのは非常に悩むところで、もし他の委員のお考えがあれば、教えていただきたい。

○川上委員

本当に難しい問題で、ご本人はそれが何か迷惑行為、差別行為だと本当に分かっているらっしゃらなくて、例えば、ある男性から肩をポンポンと叩かれることがあった。これが、人によってはセクハラであると感じる場合について、男性側からしたら親しみの延長という感じで。自分よりも年上だったら、大の大人に改めてもう注意するということもできない場合もあり、私だったら公の場で、例えば、肩を叩くこともセクハラになる場合がありますよというふうに講義の題材とした。しかし、本当に難しい。何かの方法で伝えなければいけないが、直接言うよりも大勢の前で、一般論として言うのも1つの方法であると考えている。

○秋月委員

ちょうど職場で、人の気持ちを傷つけてしまう行為とか、伝え方が良なくて傷つけてしまうような、それは違ふだろうと思うようなこととか、ここ数ヶ月見聞きしており、オリエンテーションを実施する予定がある。若い子や働き出して間もない人への言い方について、大人としてのその対応はないだろうというようなことが、目につくことが最近多かったので、本日のことも含めて、少しでも職場で伝えることができれば良いと思った。ほかには、先ほどもお伝えしたミャンマーの方、2人が実は辞職したいと申し出ている。それは次の仕事にステップアップしていきたいという理由だが、どうしても職場と家の行き来だけで、行動範囲が狭くバスでどこかに行くという方法も分からないということがあるようだ。上司や受け入れる職場

で何か考えて、次はここに連れてってあげようとか、交流をもっと深めることができる必要性を感じた。もう1つ、欲を言えば、県全体で年に1回みんなが集まって、どこかに行こうかとかというリフレッシュができるような機会があれば、もっと住みやすいと思ってもらえるのではないかと思った。

○田中委員

例えば女性の参画についてももう少し分かりやすいメッセージがあってもいいのかと思う。メディア業界で、イギリスのBBCがフィフティーフィフティーというプロジェクトを始めており、番組の出演者とかドラマの出演者は、男女50対50になるよう近づけていくと、世界的なプロジェクトにNHKも参加している。なかなか分かりづらいかもしれないが、私どもの番組でも、大体、討論番組やドラマでも、男女比は6対4よりも、5対5ぐらいになってきている。そのような分かりやすいターゲットや目標があればそれを意識するようになるし、それに向けて動くのではないかと考えている。愛媛県に来て4カ月ほどで、感じたことだが、割と愛媛県の会議では、男性の割合が多く感じる。多分、男女が半々なのは、この人権施策推進協議会ぐらいじゃないかと思っている。そういう何かの意識づけがあった方が良いと感じていたのでこの機会に意見を申し上げる。

○人権対策課

委員のご意見のとおり、県ではこういった会議の男女比が半々になるようにしなければならないと目標があり、全庁でそのように取り組んでいるところ。

○ルース委員

日本人がアメリカに移民して、どういう差別があったか。とても大変だったと、だから、今の技能士実習生のこと、日本に来て同じような差別対応を受けているということが残念だと思っている。日本では、同じ差別をしないように、日本人に対して移民先でこういうふうに差別されたんだよということを教えることも必要。

もう1つ、差別と考えていることは、昔のことになるが、私が子供を抱いてて、そしてアフリカ人の母親も自分の子供を抱いていて、そしてある人が私の子供を見て、白くていいですねと言った。黒くていいですねと言わなかった。全然悪気は何もない、全くなかったが、その人は多分、黒くていいですねと思わないと思う。かわいいと言うかもしれないが、そういう潜在的な意識を自らがおかしいと認識できるように、教育や色々な方法で広げて欲しいと思う。

○山本会長

例えば私たちが小さいころ、チビクロサンボという絵本があった。あるいはダッコちゃん人形というおもちゃもあった。当時は疑問に思われておらず、そういうものが差別に繋がるという意識がなかった。啓発を続けていくことで、気づける人が増え、良い社会ができてくると考えている。

○ルース委員

私の子供が日本で生まれて、日本の学校に、ずっと大学卒業まで学校に行き、そして日本で就職できたが、やめてしまい、今はアメリカで働いている。日本に帰るかという、いや日本の会社は難しいと言っていた。人間関係とかもあるが、やはり外国人の外見をしているということで、受付けてくれないということがあり、日本語は英語よりも完璧で、戸籍も日本人だけど、外見で判断されて悲しいと。自分の国だけどあまり楽しくない気分になると聞いて残念だなと思った。そういうこともお伝えしたい。

○岡田委員

人権について思うことがあり、1つは大学などの教育機関にいる人と、外部の民間の方々との意識の違いを感じるがよくある。例えば、男だから女だからみたいなことを、大学教職員はなるべく言わないようにしているが、外部の方は、意識されずに発言しているように感じる場合や、良くない発言かとも思うこともある。その意識の違いについて、外部から講師としてお招きした方に、気をつけるべき発言はこういうこと、という研修も実施する必要あると思っている。そういうことについても学校や大学だけじゃなくて社会として取り組んでいくべき問題だと思うところが1点目。

2点目としては今回、愛媛県人権施策推進基本方針ということで協議しているが、私は愛媛県に住んで15年目、もともとは他県から転入している。大学の教員は愛媛県出身の人は少なく、学生も半分ぐらいは愛媛県出身じゃない状況で、特に学生でも4年間しかいない人が多いわけで、愛媛県ならではの人権問題の特徴など、そういうものがあると思うので、新たに転入した教職員や学生に対してのお知らせの機会があればいいのかと思うのがこの2点目。いろいろ検討したいことがあり、今後も、ご協力をさせていただければと思っているところ。

○山本会長

皆さま、長時間に渡り協議していただき、また様々なご意見をくださったことにお礼を申し上げます。それでは質疑はこれで終了とし、事務局に引き継ぎたい。

【閉会】

○県民生活局長 閉会挨拶